

食安輸発1225第13号
平成26年12月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成26年12月25日付け食安輸発1225第6号）により実施しているところです。

今般、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生労働省令第52号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたため、上記通知の別添を下記のとおり改正し、別紙1のとおりとし、また、別表第1を別紙2のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」の別添「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」中、

1. 「Ⅲ 農産食品のモニタリング検査実施要領」中、2 検査方法、(2) 試験方法の

ウ. パツリン

告示法により試験を実施する。

を

ウ. パツリン

「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」（平成26年12月22日付け食安発1222第5号）中の別添により試験を実施する。

に改める。

2. 「IV 病原微生物のモニタリング検査実施要領」、 「IV-2 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオ以外の検査」 中、

① 1 対象、(2) 検査項目及び検査件数の

イ. リステリア菌

検査件数は、加熱せずに食する非加熱食肉製品 299件、ナチュラルチーズ 598件、その他乳・酪農製品 299件とする。

を

イ. リステリア・モノサイトゲネス

検査件数は、加熱せずに食する非加熱食肉製品 299件、ナチュラルチーズ 598件、その他乳・酪農製品 299件とする。

に改める。

② 2 検査方法、(2) 試験方法の

イ. リステリア菌

「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」(平成5年8月2日付け衛乳第169号) により試験を実施する。

を

イ. リステリア・モノサイトゲネス

「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」(平成26年11月28日付け食安発1128第3号) により試験を実施する。

に改める。